

令和8年度

上越市表彰候補者推薦の手引き

1 目的

本市の市政の進展、産業の振興、文化の向上、市民の福祉の増進等に尽くし、その功績が著しい方や市民の模範となるべき優れた行いをされた方を表彰することで、様々な分野での市民の活躍を促し、本市の発展につなげることを目的としています。

2 上越市表彰の基準

上越市表彰の基準は、5ページに記載してあるとおりです。この基準に該当すると思われる人又は団体があれば、推薦をお願いします。

※6ページの「表彰対象の活動の例と表彰事例」も参考としてください。

3 候補者について

(1) 候補者としてできない人又は団体

- ア 破産者
- イ 本人又はその関係する法人、団体等が刑事事件により起訴されている場合又は刑に処せられた場合（刑の消滅した場合を除く）
- ウ 政治団体、宗教団体
- エ 同業者で組織する団体（産業の功績に該当する場合）
- オ サークル等の同好者で組織する団体及びその役員等（教育、体育、芸術、文化の功績に該当する場合）

(2) 再表彰

既に表彰を受けた人又は団体でも、同じ功績又は別の功績でそれぞれ基準の在職年数又は活動年数に達し、功績が著しいときなどは、再び候補者として推薦することができます。

なお、合併前の旧町村の規定により表彰を受けた人又は団体は、既に上越市表彰条例により表彰を受けたものとみなします。

(3) 在職（活動）年数の取扱い

- ア 在職年数又は活動年数は、「上越市表彰基準」に定めるそれぞれの職又は活動において、**令和8年4月29日現在**で計算してください。なお、当該年数は、あくまでも同じ職又は活動で通算していただくものであり、他の功績による年数の加算はありません。
- イ 関係団体の役員等として推薦するときは、その団体の長又はそれを補佐する職若しくは理事の職を在職年数として計算します。したがって、**顧問、相談役、監査役、監事などの職は年数に算入しません**ので注意してください。

(4) 旧町村における在職（活動）年数の取扱い

旧町村において、「上越市表彰基準」に定める職又は活動に相当する職に就いていた人又は活動を行っていた人・団体で、合併期日（平成17年1月1日）以降も引き続きその職に就いている人又はその活動を行っている人・団体については（合併期日以降に再びその職に就いている人又はその活動を行っている人・団体を含む）、合併期日前と合併期日以降の在職年数又は活動年数を通算してください。

4 推薦者について

それぞれ推薦者が推薦できる候補者は、次表のとおりです。

推薦者	候補者
①市内に存する団体の長	・当該団体に属している個人
②町内会長	・当該町内会の区域において活動する個人及び団体
③その他本市に住所を有する人	・市内で活動する個人及び団体

※推薦者は、候補者と二親等以内の親族関係（候補者からみて祖父母・孫・兄弟姉妹までの範囲）にない人とします。

※**自薦（候補者と推薦者が同一人物）は受け付けません**ので、あらかじめ留意願います。

※推薦者の年齢要件（20歳以上の者）は廃止しました。

5 推薦手続

(1) 推薦に必要な書類

分類	提出書類
個人を推薦する場合	・推薦書（第1号様式） ・功績調書（第2号様式その1） ・履歴書（第3号様式） ○候補者が団体の役員等又は構成員の場合には、次の書類も提出してください。 ・団体の規模及び事業概況調（第4号様式） ・団体の会則又は規約等（任意の様式）
団体を推薦する場合	・推薦書（第1号様式） ・功績調書（第2号様式その2） ・団体の規模及び事業概況調（第4号様式） ・団体の会則又は規約等（任意の様式）

※これらの書類は、市ホームページ (<https://www.city.joetsu.niigata.jp/>) ⇒「総合案内トップページ」⇒「まちづくり・市政・市議会」⇒「市政」⇒「表彰」からダウンロードできます。

(2) 書類作成上の注意点

①「推薦書」

「氏名（代表者氏名）」欄について、個人による推薦の場合は署名又は記名押印とし、団体の長による推薦の場合は担当者等を記載することで押印を省略することができます。

②「功績調書」

ア 「功績事項」欄には、候補者の在職年数や活動年数だけではなく、その間にどのような取組や活動を行い、市政や各分野の発展等にどの程度の功績を残してこられたかについて、公益性、困難度、効果、独自性、協働・連携性の観点から具体的に記入してください。また、取組や活動の様子などがわかる資料がありましたら、功績調書に添付してください。

※候補者の在職年数又は活動年数に加え、具体的な功績内容も合わせて評価し、表彰の可否を決定します。

イ 「該当条項」欄には、5ページの「上越市表彰基準」にある「条例第2条第1項の号」の第1号（市政）から第10号（その他）までのうち、該当するものをひとつ記入してください。

ウ 「功績内容等」欄には、上記イ「該当条項」が第2号（産業）から第7号（防災防犯、交通安全）までの場合のみ、5ページの「上越市表彰基準」にある「功績内容等」にある「ア」から「ウ」までのうち、該当するものをひとつ記入してください。

③「履歴書」

ア 「1 該当条項に関する履歴」には、表彰を受けようとする職又は活動の履歴を記入してください。例えば当該団体の理事、副会長、会長を歴任した場合、その職ごとに記入してください。継続して同じ職に在職している場合は、任期に関係なくひとつにまとめて記入してください。

イ 「2 その他の履歴」には、その職又は活動以外の履歴を記入してください。

ウ 「3 賞罰の有無」には、主な表彰（感謝状を含む）について記入してください。

④「団体の規模及び事業概況調」

ア 令和8年4月29日現在で記入してください。

イ 「団体の名称」欄には、名称を省略することなく記入してください。

ウ 「年予算額」欄には、予算額及び内訳を記入してください。

（例）100,000円（内訳 会費 50,000円、補助金 50,000円）

エ 「事業内容」欄には、事業の内容を具体的に箇条書きしてください。

オ 「備考」欄には、団体の名称を変更したときの年月日や団体を解散したときの年月日及びその理由など適宜記入してください。

(3) 書類の提出先

上記(1)の書類に必要事項を記入の上、上越市役所秘書課にメール又は郵送で提出してください。秘書課、各総合事務所、南・北出張所のいずれかの窓口を持参し提出することもできます。

なお、提出いただいた推薦書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※推薦書類に記載された個人情報は、上越市表彰に関する業務以外には使用しません。

6 推薦期限

令和8年7月10日(金)(必着)

7 被表彰者の決定

- ・ 上越市表彰審査会の審査(8月に開催予定)を経て決定します。被表彰者が決定され次第、本人及び推薦者宛てに表彰の可否をお知らせいたします。

(推薦いただいた候補者が全員表彰されるとは限りませんのでご了承ください)

- ・ 表彰式の開催日等については、被表彰者の決定とあわせて被表彰者本人へ通知します。

8 問合せ先

上越市総務部秘書課

〒943-8601 上越市木田1-1-3

TEL 025(520)5612(直通)

FAX 025(526)2332

E-mail hisho@city.joetsu.lg.jp

※推薦書類の記載方法等でご不明な点は、電話又はメールでお問い合わせください。

上越市表彰基準

条例第2条 第1項の号	功績内容等	
第1号 (市政) ※ ¹	市議会議員の職に10年以上在職した者	
	行政委員会等の委員の職に10年以上在職した者	
	附属機関等の委員の職に15年以上在職した者	
	市長が別に定める職※ ² に在職した者で、その功績が特に顕著である者	
第2号 (産業)	次のいずれかに該当するもの ア 原則として20年以上※ ³ にわたり在職し、又は活動を継続し、その功績が顕著である個人（関係団体の役員等を含む。）又は団体 イ ボランティア活動等の分野で活動している個人又は団体であって、平均して月1回以上の活動に20年以上又は平均して週1回以上の活動に10年以上従事し、その功績が顕著であるもの ウ その他活動の成果が特に顕著であり、その功績が上記ア又はイと同程度であると認められる個人又は団体	
第3号 (教育、体育、 芸術、文化)		
第4号 (保健衛生、 生活環境)		
第5号 (社会福祉)		
第6号 (地域社会)		
第7号 (防災防犯、 交通安全)		
第8号 (品評会、 競技会等)	国、県等の審査で成績優秀な個人又は団体	
第9号 (篤行)	私財を寄附した個人又は団体※ ⁴	寄附金額又は寄附物件の評価額 個人 100万円以上 団体 500万円以上
	その他篤行をした個人又は団体	地域住民の生命及び財産を守る活動
第10号 (その他)	1～9号以外で、特に表彰することが必要と認められる個人又は団体	

※1 第1号（市政）の分野は、現職を除きます。

※2 市長が別に定める職とは、統計調査員（20年以上）、行政相談委員（15年以上）などです。

※3 以下の職にあつては、括弧内の在職年数を満たし、その功績が顕著である人が対象となります。
 農家組合長（12年以上）、老人クラブ連合会の役員（10年以上）、民生委員（15年以上）、
 保護司（15年以上）、人権擁護委員（12年以上）、町内会の会長（12年以上）、
 消防団員（25年以上）、関係団体の構成員（25年以上）

※4 ふるさと納税を行い、返礼品を受領したときは、当該寄附金は上越市表彰の対象になりません。

表彰対象の活動の例と表彰事例

条例第2条 第1項の号	表彰対象の活動の例	表彰事例
第1号 (市政)	<ul style="list-style-type: none"> 市議会議員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、公平委員会委員、農業委員会委員、社会教育委員、同和対策等審議会委員、文化財調査審議会委員、公民館運営審議会委員、統計調査員、行政相談委員 など 	
第2号 (産業)	<ul style="list-style-type: none"> 商工業、農林水産業や観光産業の振興 職業能力の開発や雇用機会の拡充 産業上の有益な研究や発明等 伝統地場産業の技術の継承や普及、後継者の育成 など 	<ul style="list-style-type: none"> 観光ボランティア 農家組合長、商工会議所議員、商工会の役員、土地改良区の役員、漁業協同組合の役員 など
第3号 (教育、体育、芸術、文化)	<ul style="list-style-type: none"> 青少年健全育成の推進 生涯学習や生涯スポーツの推進 郷土芸能の継承や普及、後継者の育成 など 	<ul style="list-style-type: none"> 郷土民謡の普及と技術向上 青少年健全育成委員、ガールスカウトリーダー、スポーツ推進委員、スポーツ団体の役員、教育文化団体の役員、芸術文化団体の役員 など
第4号 (保健衛生、生活環境)	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療活動の推進 環境衛生事業の推進 公衆衛生の向上 など 	<ul style="list-style-type: none"> 児童公園のトイレ清掃や花壇整備等のボランティア 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、医師会の役員、接骨師会の役員、助産師会の役員 など
第5号 (社会福祉)	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重の推進 高齢者の生きがいをづくりの支援 障害のある人の社会参加の促進 子育て支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者のための朗読奉仕 高齢者や障害者を支援するボランティア組織の結成及び後継者の育成 手話通訳の技術向上に努め聴覚障害者の福祉増進と社会的地位の向上に尽力 老人クラブ連合会の役員、民生委員・児童委員、保護司、人権擁護委員、社会福祉団体の役員、医療福祉団体の役員、戦没者遺族会の役員 など
第6号 (地域社会)	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティの推進 国際交流の推進 男女共同参画社会の形成 など 	<ul style="list-style-type: none"> 高田城址公園の桜の補植及び保護育成 福祉施設での朗読、歌唱や紙芝居のボランティア 町内会長、婦人会役員、補導員、災害救援団体の役員 など
第7号 (防災防犯、交通安全)	<ul style="list-style-type: none"> 地域における防災や防犯 交通安全の指導や交通事故の防止 など 	<ul style="list-style-type: none"> 児童登校時の街頭立哨や高齢者交通事故防止の安全指導等の活動（PTA活動等、親族に向けた活動を除く） 消防団員、交通安全指導員 など
第8号 (品評会、競技会等)	<ul style="list-style-type: none"> 国民体育大会、技能五輪全国大会、日本美術展覧会、全国身体障害者スポーツ大会、日本農業賞個別経営の部 などでの優勝・準優勝又はそれらに準ずる成果 	
第9号 (篤行)	<ul style="list-style-type: none"> 私財の寄附 	

※候補者の推薦にあたっては5ページの「上越市表彰基準」を満たす必要があります。